

中国におけるG U I 意匠特許侵害に関する初めての裁判所判決

現代社会において、コンピュータ、タブレット、スマートフォンといった電子機器は、我々の生活に欠かせないものとなっている。グラフィカル・ユーザー・インターフェース（G U I）は、各種製品、特に、電子およびソフトウェア製品の使い心地とそのユーザーに対する視覚的魅力的の向上において重要な役割を果たす。G U I は、しばしば、消費者にG U I と特定のブランド又は製品とを直ちに関連付けさせる象徴的な特徴を提供する。G U I の作成は知的作業を要するものであり、知的財産として保護される価値を有する。近年、多くの製品の成功は、クリエイティブなG U I に拠る。よって、G U I の保護は、競合者による模倣を防ぐため極めて重要となってくる。

世界の多くの国と同様に、中国において、ソフトウェアプログラムとしてのG U I は、著作権に基づき保護することができる。ある出所の商品又はサービスを他者のものと識別する顕著な特定効果を有する、G U I における意匠要素（例：アイコン、書体／活字体の意匠）は、商標により保護することができる。人と機械との相互作用方法といったG U I の機能的側面は、実用特許により本質的に保護することができる。2014年5月、「G U I を備えた製品」が、意匠特許保護を受けることができるものであると規定された。G U I 意匠特許により保護されるものが依然として不確実であるものの、これまで、中国国家知識産権局（S I P O）は、この4年足らずで、2万件を超えるG U I 意匠特許を発行している。付与されたG U I 意匠特許数の増加に伴い、知財実務者と特許権者の双方が、模倣者に対する権利行使の観点において、G U I 意匠特許がどれだけ強力であるかについて疑問を持ってきた。

2017年12月25日、北京知的財産法院（「法院」）は、G U I 特許に関する正に初めての侵害事件について判決を下し、G U I 意匠特許の権利行使に関するその立場について知財界にメッセージを発した。この判決は、G U I 意匠特許の権利者に対して法院が抑制的な圧力を与えるものであると批判されている。中国における正に初めてのG U I 意匠特許侵害事件は、2016年4月、北京奇虎科技有限公司及び奇智☒件（北京）有限公司（「原告ら」と総称）により、北京江民新技術有限公司（「被告」）を相手取り、2014年11月5日に発行された「グラフィカル・ユーザー・インターフェースを備えたコンピュータ」と題する原告らの意匠特許（特許第Z L 2 0 1 4 3 0 3 2 9 1 6 7. 3号；以下、「係争特許」）を被告が侵害したとして提起された。原告らと被告は共に、ウイルス対策ソフトウェアを専門とするソフトウェア企業である。係争特許の第一実施意匠の正面図と江民最適化エキスパート（J i a n g m i n O p t i m i z a t i o n S o f t w a r e ; 「被疑ソフトウェア」）の代表的なユーザー・インターフェースを以下に示す。被疑ソフトウェアは、2015年12月～2016年6月まで、インターネットから無償ダウンロードすることができた。被告は、2016年9月、このソフトウェア製品をアップグレードした。アップグレードされたソフトウェアのユーザー・インターフェースは、係争特許とは非常に異なるものに見

えた。



係争特許の正面図



被疑ソフトウェアの代表的なユーザー・インターフェース

本件において、原告らの立場は、被疑ソフトウェアのG U I が、係争特許において示された原告らのソフトウェアのG U I に極めて類似すると信じるというものであった。原告らの主張が真実であるとしても、原告らは、意匠特許として、被疑製品がソフトウェア製品である一方、係争特許がそのスクリーンにG U I が表示されるコンピュータを実際に含んでいたという障害を依然として克服する必要があった。侵害要件を満たすため、原告らは、直接侵害及び寄与侵害に基づき、支離滅裂な主張を行った。

直接侵害に関して、原告らは、コンピュータ／コンピュータスクリーンは係争特許の保護範囲から除外されるべきであるとの主張を試みた。原告らは、係争特許はコンピュータ／コンピュータスクリーンについて6つの側面図を有しているものの、インターフェースを表示する「G U I を備えた製品」における「装置」は、「G U I が取り付けられたもの」に過ぎず、したがって、係争特許の保護範囲とは無関係であると主張した。このように、原告らは、本件特許の保護範囲からコンピュータスクリーンのフレームとスタンドを排除しようと試み、さらに、保護範囲は、装置、コンピュータ／コンピュータスクリーンを示す必要がないG U I の状態変化を示す図面によってのみ決定されるべきであると主張した。

直接侵害を裏付ける原告らの主張は大胆なものであり、実際のところ現行の中国特許法から逸脱するものであった。その主張の根拠は、現行の中国特許法に従い破線及び点線が認められない中国意匠特許を解釈するために部分意匠を適用することと同等であった。新たなG U I 意匠特許の解釈に関する先例又は別段の規則なしに、法院は、G U I 意匠特許を従来型の意匠特許として取り扱い、意匠特許の保護範囲の決定には、製品と、図面又は写真に示された内容により裏付けられなければならない意匠要素の双方を考慮することが必要であると判示した。これは、係争特許の範囲を解釈するにあたり、コンピュータ／コンピュータスクリーンが含まなければならないことを意味する。被疑ソフトウェアは係争特許の範囲にあたらなかったため、これは、直接侵害を構成しなかった。

寄与侵害の主張に関して、原告らは譲歩し、係争特許の範囲を判断するにあたり、コンピュータ／コンピュータスクリーンが検討されなければならないとしても、被告による教唆及び助力の下で被疑ソフトウェアをダウンロード、インストール及び動作させたユーザーに対して、侵害以外の用途を有さない被疑ソフトウェアを提供する被告の行為は寄与侵害を構成すると主張した。しかしながら、法院は、この寄与侵害の主張の必要条件は、被疑ソフトウェアのユーザーによる直接侵害であると認定した。本件において、ユーザーは、自らのコンピュータに被疑ソフトウェアをダウンロードし、これを利用したに過ぎず、被疑ソフトウェアを備えたコンピュータを製造、販売申し出、又は販売しなかった。¹せいぜい、原告らの立場は、ユーザーが予めインストールされた被疑ソフトウェアを備えたコンピュータを販売し得た又は販売申し出し得た可能性があったことを示唆したものに過ぎず、原告らは、こうした推測に関して何らの証拠を提示しなかった。結果として、法院は、何らかの者による直接侵害を認定せず、寄与侵害に関する原告らの請求を退けた。

中国におけるG U I 意匠特許の権利行使に関する最初の法院判決に鑑みて、法院が保護範囲を狭めG U I 意匠特許の価値を著しく減じたと批判されている。にもかかわらず、本件は、現実におけるG U I 意匠特許の権利行使と中国における既存特許法の適用との間のジレンマを明確に示した。多くのコメンテーターは、このジレンマを解決する唯一の方法は、中国の特許制度に部分意匠を導入することであると考えており、これは、来たる特許法改正

¹ 中国特許法には、意匠特許の侵害行為として侵害製品の使用は含まれていない。特許法第11条参照。

において既に提案されており、近い将来にその施行が承認される見込みが極めて高い。しかしながら、部分意匠のメカニズムをもってしても、G U I 意匠特許はG U I が適用される製品との組み合わせにおいて保護されなければならず、且つその製品が有形の物体にのみ限定されると法院が主張する場合、特に、模倣者に相対するソフトウェア開発者にとって、G U I 意匠特許により与えられる保護は依然として不十分である。

興味深いことに、奇虎判決が下されてから約2ヶ月後、米国において、カリフォルニア州北部地裁の陪審が、C o r e l C o r p o r a t i o n と C o r e l , I n c . のソフトウェア製品がマイクロソフトオフィスその他のマイクロソフト社製品において使用されるメニューやツールバーといったG U I に関連するマイクロソフト社の意匠特許を直接侵害すると認定した。*Microsoft Corporation v. Corel Corporation et al* (事件：5：15-cv-05836-EJD) 参照。マイクロソフト社事件を研究し中国における奇虎事件と比較する価値がある。そうすることで、我々は、G U I 意匠特許からの保護を求める出願人及び特許権者の負担（責任）と既存の中国特許法の解釈との間のより良いバランスを見つけることができる。